

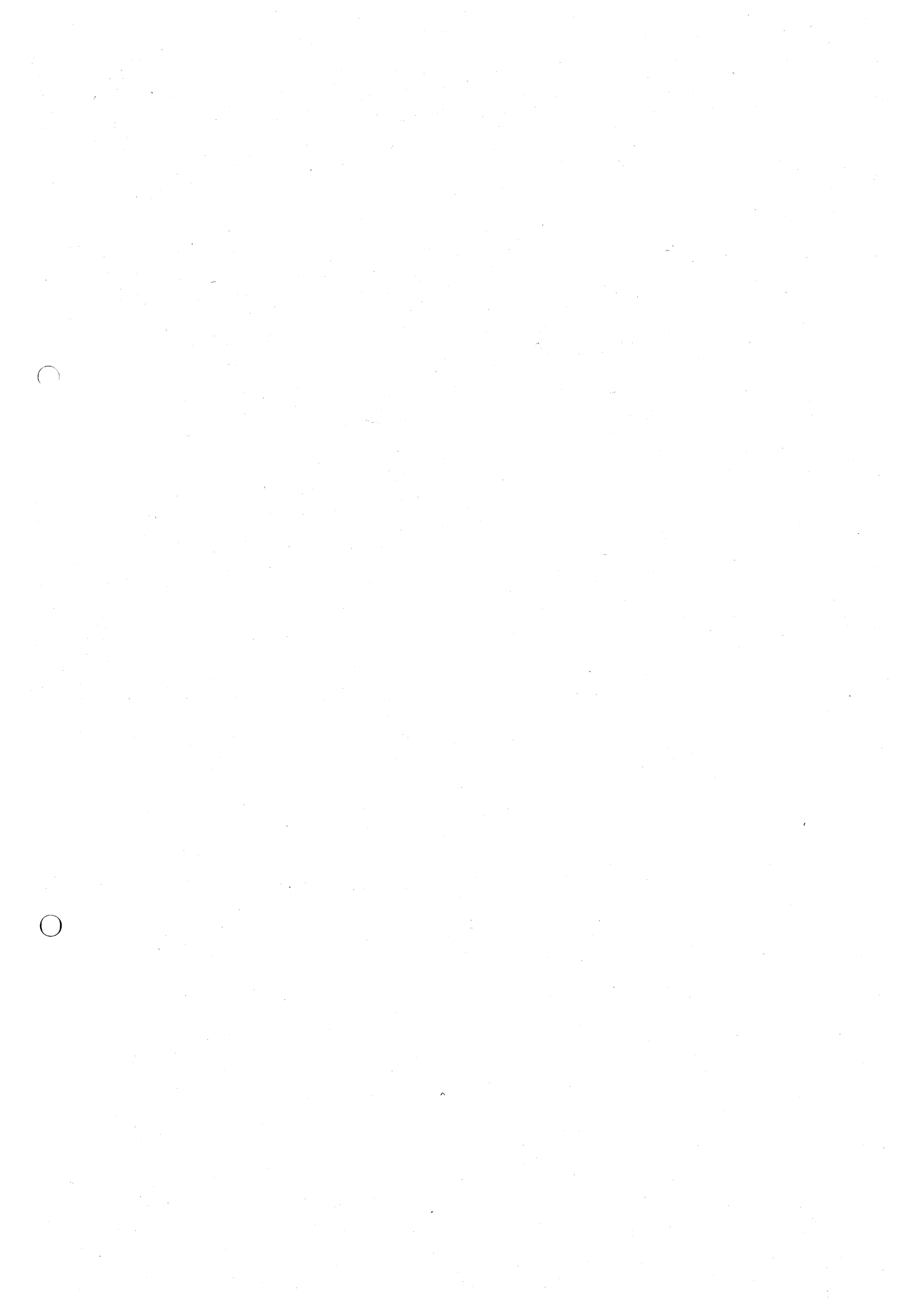
内閣参質一九六第二〇二号

平成三十年七月二十七日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 伊達忠一殿

参議院議員川田龍平君提出後発医薬品の安定供給と医薬品製造販売業者の製造継続にかかる責任に関する  
質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員川田龍平君提出後発医薬品の安定供給と医薬品製造販売業者の製造継続にかかる責任に関する質問に対する答弁書

御指摘の「無責任な販売中止など」、「課徴金などの罰則」及び「罰則制度の導入」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

なお、厚生労働省においては、「後発医薬品の安定供給について」（平成十八年三月十日付け医政発第〇三一〇〇〇三号厚生労働省医政局長通知）等により、後発医薬品について、正当な理由がある場合を除き、その薬価基準収載後から少なくとも五年間は継続して製造販売すること等を医薬品製造販売業者に求めており、後発医薬品の安定供給に取り組んでいるところである。

